

事 務 連 絡
令和 8 年 3 月 13 日

各都道府県 介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局老人保健課

「介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方
並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和 8 年度分）」
及び「介護職員等処遇改善加算に関する Q & A（第 1 版）」について

平素より、介護保険行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 8 年 3 月 13 日に、令和 8 年度における介護職員等処遇改善加算の取扱いについて、「介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和 8 年度分）」（令和 8 年 3 月 13 日付け老発 0313 第 6 号厚生労働省老健局長通知）（別添 1）及び「介護職員等処遇改善加算に関する Q & A（第 1 版）」（別添 2）をお示しいたしました。

内容を御了知の上、管下市区町村又は事業所等への周知を徹底し、その取扱いに当たっては遺漏なきようお願いいたします。

なお、本事業の実施につきまして、引き続き下記厚生労働省コールセンターにおいて、介護サービス事業所等からの問合せ対応を行います。

- 介護職員等処遇改善加算等 厚生労働省コールセンター
電話番号：050－3733－0222（受付時間：9：00～18：00（土日・祝日含む））